



衆議院憲法審査会ニュース

— 第 189 回国会 —

H27.9.25 Vol.40 (「衆議院憲法調査会ニュース」からの通番 Vol.166)
発行：衆議院憲法審査会事務局

**6 月 15 日に、高知県高知市において、
地方公聴会が開かれました。**

**2. 閉会中における参考人出頭要求に関する件
及び委員派遣に関する件について、協議決定
しました。**

派遣委員 (8 名)

保岡 興治 会長
 古屋 圭司 君 (自民) 平沢 勝栄 君 (自民)
 中川 正春 君 (民主) 吉村 洋文 君 (維新)
 國重 徹 君 (公明) 大平 喜信 君 (共産)
 園田 博之 君 (次世代)

意見陳述者 (6 名)

自営業者 土倉 啓介 君
 主婦 竹田 昭子 君
 高知大学人文学部准教授 岡田健一郎 君
 高知自治体労働組合総連合執行委員長 筒井 敬二 君
 高知県知事 尾崎 正直 君
 翻訳者 佐野 円 君

※地方公聴会の概要は、下記派遣報告をご参照
下さい。なお、その詳細は、9 月 25 日の会議
録 (その二) に掲載されています。

**9 月 25 日に、第 5 回の審査会が開かれ
ました。**

**1. 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連す
る基本法制に関する件**

**高知地方公聴会 (平成 27 年 6 月 15 日開催)
の派遣報告を聴取しました。**

報告者 保岡 興治 会長

◎保岡団長による高知地方公聴会の派遣報告

この際、本件調査のため、去る 6 月 15 日、高知
県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員を代表
いたしまして、私からその概要を御報告申し上げま
す。

派遣委員は、団長の私を含め、委員 8 名でありま
す。

会議は、6 月 15 日、高知市において、「改正国民
投票法等の施行を受けて、これからの憲法審査会に
望むこと」をテーマとして開催いたしました。

会議の内容は速記により記録いたしましたので、
詳細はそれによって御承知願いたいと思いますが、
今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御
協力により、円滑に行うことができました。ここに
深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

今国会における活動

日 付	会 議 の 内 容
4.2 (木) (第 1 回)	○幹事の辞任及び補欠選任
5.7 (木) (第 2 回)	○委員派遣 (地方公聴会) 承認申請に 関する件について、協議決定 ○日本国憲法及び日本国憲法に密接 に関連する基本法制に関する件 (今後の憲法審査会で議論すべき こと) ・自由討議

6.4 (木) (第3回)	○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件(憲法保障をめぐる諸問題(「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」)) ・参考人に対する質疑
6.11 (木) (第4回)	○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件(憲法保障をめぐる諸問題(「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」)) ・自由討議
6.15 (月) 【高知地方 公聴会】	○「改正国民投票法等の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」 ・意見陳述者に対する質疑
9.25 (金) (第5回)	○閉会中における参考人出頭要求に関する件及び委員派遣に関する件について、協議決定

※各会議の内容の詳細については、各回の会議録又は衆議院憲法審査会ニュースをご参照下さい。

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03-3581-5875
E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1-7-1
衆議院憲法審査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、憲法審査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

意見窓口 「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関して広く国民の意見を聴くため、意見窓口『憲法のひろば』を設けています。

衆議院憲法調査会発足時(平成12年2月)より寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数: 4991件(9/25現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1871	封書	708
FAX	889	E-mail	1523

- ・分野別内訳

国民投票法制	828	報告書	8
前文	265	天皇	231
戦争放棄	2034	権利・義務	278
国会	80	内閣	75
司法	50	財政	40
地方自治	35	改正規定	56
最高法規	42	その他	1656